

マイナポイント 事業

☎マイナポイントなどの申し込みのサポート…

マイナポイント特設コーナー(9月末まで) ☎43-2159

マイナンバーカードの申請・取得…市民課 ☎43-9537

マイナンバー制度全般のご相談…行政管理課☎43-2150

① マイナポイント事業は12月末まで延長となりました

4月30日までにマイナンバーカードを申請した人を対象に、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、そのサービスでご利用金額の25%分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」のしくみです(1人当たり上限5,000円分)。**ポイントをもらうためには、12月31日(金)までに「マイナポイント申し込み」と「チャージまたは買い物」を行う必要があります。**なお、ポイントの付与が4年1月以降となるキャッシュレス決済サービスもありますので、公式サイト(総務省ホームページ)から事前にご確認ください。

注意!

(以下に該当する人はマイナポイントの対象とならないため、ご注意ください。)

- ① 5月以降マイナンバーカードを申請した人
- ② 4年1月以降キャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をした人(右図参照)

	令和3年	12/31	令和4年
申し込み後	11月	12月	1月~
	チャージまたは買い物	チャージまたは買い物	チャージまたは買い物
	マイナポイント対象	マイナポイント対象	マイナポイント対象外

マイナポイント申し込みのサポートを受けたい場合

【場 所】 マイナポイント特設コーナー
(市庁本館1階 国保年金課奥)

【時 間】 平日の8:30~16:45

【持ち物】

①マイナンバーカード(数字4桁の暗証番号)

※カードの受け取りについては、月曜日や連休明けの午前中は特に混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

②本人名義のキャッシュレス決済(決済のIDと暗証番号(セキュリティコード)がわかるもの)

その他、スマートフォン(マイナンバーカード読取対応機種)などや郵便局、一部の携帯ショップおよびコンビニに設置してある端末などでもマイナポイントの申し込みが可能です。

特設コーナーは**9月末**で閉設されますので、
ご注意ください!
(10月以降は行政管理課までお問い合わせください。)



\ 10月から(予定) /

② 一部の医療機関などでマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります

利用できる医療機関などには、マイナ受付ステッカーが掲示されます。(右図)

※全ての医療機関などで一斉に利用を開始するものではありません。

※現在の保険証も、これまで通り利用できます。



利用できる医療機関は、厚生労働省ホームページでも確認できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、①~④のいずれかの申し込みが必要です

①マイナポイント特設コーナーで申し込む(9/30🗓まで)

②スマホやPCから申し込む(マイナンバーカード読取機種が必要)

※マイナポータル(オンライン申請などができるインターネット上の行政サービス)から申し込み可能

③顔認証付きカードリーダーを導入している医療機関などで申し込む(10/1🗓以降順次)

④セブン銀行ATMで申し込む